

2009 年度第 3 回「ロシア政治・外交」自主講座

「ロシアにおける立憲主義の歴史」

1. 憲法と立憲主義

1.1. 憲法とは何か

憲法は、公権力を有する国家と個人の法的関係についての基本法である。

1.2. 憲法の二つの要素

①憲法は、国家のしくみについて、三権分立を定め、それぞれの国家機関の権利や義務について定めている。

②憲法は、個人の権利について定めている。

憲法は、そもそも王権が勝手しほうだいをしないように決めたものであるから、王権がしてはならないこと、していいことについて定めてあり、また国民の権利を侵害しないよう、国民の権利について定めたものである（立憲主義）。

憲法は、強大な公権力を持ちうる政府に対して、法的な制約を課すこと、すなわち、政府に対して義務を課す規範である。

1.3. 立憲主義とは何か

憲法は、個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限することを目的とする（立憲主義）が、この立憲主義思想は法の支配（rule of law）の原理と密接に関連する。

1.3.1. 法の支配

法の支配＝専制的な国家権力の支配を排斥し、権力を法で拘束することによって、国民の権利・自由を擁護することを目的とする原理。

①憲法は最高法規である

②人権は権力によって侵されるおそれがある

③法の内容・手続きは公正でなければならない

④権力の恣意的行使をチェックする裁判所の役割が重要である

2. ロシアにおける立憲主義の萌芽

2.1. 1802 年のスペランスキー（Михаил Михайлович Сперанский）の憲法草案

スペランスキー『国家基本法¹について』1802 年

国家基本法すなわち憲法に基づく「真の君主制」を主張し、国家と憲法を持つ近代国家（立憲君主制国家）を構想

2.2. アレクサンドル 1 世によるスペランスキーの登用

1806 年、アレクサンドル 1 世、スペランスキーを登用。

1808 年、アレクサンドル 1 世、スペランスキーに改革案の作成を命ずる。

1809 年、スペランスキー、「国家改造案」をアレクサンドル 1 世に提出。

2.3. 1809 年「国家改造案」の概要

①中央、地方とも、立法、行政、司法の三権分立を原則とする。

②立法の中央機関として国会 *Дума* を開設する。国会の選挙権は財産資格によるものとし、郷 *волость*・郡 *уезд*・県 *губерния*・

¹ ロシアでは帝政時代、「憲法」にあたるものを、「国家基本法」*Оснóвный госуда́рственный за́кон* と呼んでいた。

国 **государство** という 4 段階の間接選挙で議員を選挙する。

③行政・司法も郷・郡・県・国という 4 段階に組織され、行政の中央機関は省 **Министёрство**、司法の中央機関は選挙制の判事によって構成される元老院 **Сенат** とする。

④国家評議会 **Государственный совет** が国会・省・元老院の三権を統合する。国家評議会は、皇帝の任命する 35 名の議員（勅撰議員）と各省大臣からなる。

2.4. 1810 年 1 月 1 日詔勅による国家評議会の改組

1801 年 3 月、アレクサンドル 1 世、即位直後に国家評議会を設置。

1810 年 1 月 1 日詔勅により、国家評議会を改組

スペランスキー「国家改造案」の部分的実現

2.5. スペランスキーの失脚と復権

1812 年 3 月、スペランスキー解任

1816 年 12 月、アレクサンドル 1 世、スペランスキーを名誉回復し、ベンザ県知事、シベリア総督に任命。

1825 年 12 月のデカブリストの反乱後、ニコライ 1 世、スペランスキーを法典編纂の責任者に任命。

1830 年、スペランスキー『ロシア帝国法律大全（45 巻）』を刊行。

1833 年、スペランスキー『ロシア帝国法典』（15 巻）を刊行。

3. ロシアにおける立憲君主制の確立

1905 年 1 月からの騒乱により、政府は国家基本法を制定し、議会招集を約束した。これにより、絶対主義王制は立憲君主制へと移行し、1802 年のスペランスキー憲法草案が 100 年後にようやく実現することになった。

3.1. 1905 年 8 月 6 日「国会創設に関する宣言」(Манифёст об учреждении Государственной думы)、「国会法」(Закон об учреждении Государственной думы)、「国会選挙規程」(Положение о выборах в Думу)

国会を「法案審議機関」ないし諮問機関として位置付け → 政治情勢緊迫化により再検討



3.2. 1905 年 10 月 17 日「国家秩序の改善に関する宣言」(Манифёст об усовершенствовании государственного порядка)

①民法典の導入、国会 (Государственная дума) 創設を宣言。

②公布されるすべての法律は国会において承認の手続きを経なければならない。

諮問機関から立法機関へと位置付けが変化

③信仰、言論、集会、結社の自由を下賜する。

政党の結成・合法化

社会民主労働党 (Болшевики / Меншевики)、社会主義者＝革命家党 (Эсеры)、急進党、自由思想党、立憲民主党 (Кадеты)、穏健進歩党、通商産業同盟、10 月 17 日同盟、法秩序党、君主立憲党、ロシア国民同盟、ミハイル・アルハンゲリ同盟など

④国民の広範な層を選挙に引き入れる。

⑤大臣会議 (Совет министров) を常設機関とする。

3.3. 1905 年 12 月 11 日「国会選挙規程修正令」(Указ об изменении Положения о выборах в Думу)

①1905 年 11 月、大臣会議、選挙法案を審議。労働者特別代表制についての提案拒否

②1905 年 12 月 2 日、モスクワ武装蜂起

③1905 年 12 月 11 日、「国会選挙規程修正令」

「8 月規程」、11 月「大臣会議案」に比べ選挙人の範囲を著しく拡大

3.4. 1906 年 2 月 20 日「国会創設令」(Указ об учреждении Государственной думы)

①国会の権限＝法案の素案作成と審議、国家予算の承認、鉄道建設および株式会社設立についての諸問題の審議。

②国会の任期は 5 年。

- ③議員は選挙人に対する報告義務がない。
- ④元老院は議員を罷免することができる。
- ⑤法案発議権は、大臣、議員委員会（Коммиссия депутатов）、国家評議会（Государственный совет）が持つ。

3.5. 1906 年 2 月 20 日新「国家評議会規程」（Положения о Государственном совете）

- ①国家評議会を改組、それを国会と同様の権利を持つ上院（верхняя палата）とする。
- ②国会で採択されたすべての法案はそのあと国家評議会に提出されなければならない、国家評議会が採択した場合にのみ皇帝の承認に委ねる。
- ③改組された国家評議会の半数は被選出評議員、残りの半数は「勅任」評議員。
- ④議長と副議長は毎年皇帝が任命。
- ⑤国家評議会の被選出評議員は聖職者、科学アカデミー、大学の代表者、地方自治会（земское собрание）の代表者、通商産業界の代表者によって構成（全 98 名）。それと同数の評議会員を 4 等官以上の高級官僚（санобник）のうちから毎年皇帝が任命。

3.6. 1906 年 4 月 23 日「国家基本法」（Основные государственные законы）

参考：1889 年 2 月 11 日、大日本帝国憲法制定。

- ①2 院制議会制度を定めたが、皇帝に強大な権力を残した。
- ②大臣委員会（Комитет министров）を廃し、その機能を、大臣会議と国家評議会に分けた。
- ③国家基本法の修正は皇帝の発議によってのみ可能（前文）。
 - 第 4 条 「至上の専制権力は全ロシア皇帝に属する」
 - 第 7 条 「皇帝は国会と国家評議会との統一において立法権を行使する」
 - 第 9 条 「皇帝は法律を承認する。皇帝の承認なくしては如何なる法律も効力を持たない」
 - 第 10 条 「皇帝はすべてにわたる行政（управление）権を持つ」
 - 第 87 条 国会および国家評議会が休会中、皇帝は、必要な場合、大臣会議の提案にしたがって法的性格を持った勅令（указ）を発令することができる。しかし、国会が開会後 2 ヶ月以内に承認しなければ、勅令は自動的に効力を失う。大臣は皇帝にのみ責任を負い、皇帝が任命する。

4. 帝政議会

4.1. 帝政議会の選挙制度

4.1.1. 任期

国会議員の任期は 5 年（国会法第 2 条）

4.1.2. 定数

定数：524 名（1905 年 12 月 11 日規程）、442 名（1907 年 6 月 3 日規程）、446 名（1910 年以降）

4.1.3. 選挙区の編成

選挙区には、県選挙区、州選挙区、特定都市選挙区、地域・身分別、教会別、民族別選挙区がある。選挙区の議員定数の原則は、中央諸県が居住者 25 万人につき 1 議員。

ただし 1905 年 12 月 11 日規程では最低でも 1 県 2 議員以上。

辺境地域が居住者 35 万人につき 1 議員。1907 年 6 月 3 日規程では、辺境地域、ヨーロッパ諸県のうち反政府派議員の多い選挙区で定数を削減。1905 年規程では、特定都市の過重代表が顕著で、人口 25 万から 35 万のいくつかの都市では、人口 6~7 万人につき 1 議員となっているほか、定数の不平等もある。例えば、人口 106.1 万のモスクワの定数は 4 だが、人口 126.5 万のペテルブルグの定数は 6。

イルクーツクは特定都市で独立選挙区だが、それより人口の多いトムスクは特定都市ではなく独立の選挙区ではないなど、1907 年規程では特定都市がすべて人口 25 万以上の 7 都市となったので極端な不平等はなくなった。

地域・身分別、教会別、民族別選挙区では、ロシア人、正教徒、コサックに過重代表。例えば、トルクメニスタンでは、

人口 92% の地元民から 6 議員、8% のロシア人から 7 議員。1907 年規程では、ワルシャワから 2 議員となっているが、大部分のポーランド人とユダヤ人の中から 1 議員、わずかのロシア人の官吏・将校の中から 1 議員など。

4.1.4. 議員の選挙区別内訳

①1905 年 12 月 11 日規程

選挙区数：135 選挙区　うち 26 特定都市選挙区（34 議員）、33 地域・身分別、教会別、民族別選挙区（40 議員）

選挙区の議員定数：県選挙区の定数は 2～15 名　特定都市選挙区の定数は 1～6 名

地域別議員数：ヨーロッパ・ロシア	412 議員（79%）
ポーランド	37 議員（7%）
カフカース	29 議員（6%）
シベリア・極東	25 議員（4%）
中央アジア・カザフスタン	21 議員（4%）

②1907 年 6 月 3 日規程

選挙区数：96 選挙区　うち 13 特定都市選挙区（7 都市、19 議員）

　　サンクト・ペテルブルク、モスクワ、キエフ、オデッサ、リガ、ワルシャワ、ウッジ

　　11 地域・身分別、教会別、民族別選挙区（34 議員）

選挙区の議員定数：県選挙区の定数は 1～14 名　特定都市選挙区の定数は 1～6 名

地域別議員数：ヨーロッパ・ロシア	403 議員（91%）
ポーランド	14 議員（3%）
カフカース	10 議員（2%）
アジア・ロシア	15 議員（4%）

4.2. 帝政議会の活動

4.2.1. 第 1 国会＝当初から他機関と対立

①リベラルな国会と保守的な国家評議会との対立

→国家評議会、地方自治法の辺境の県における普及にブレーキをかけ、郷自治機関の創設を阻止

②国会と政府との農業問題をめぐる対立

1906 年 6 月、政府は地主地の強制収用の原則を否定する農業問題に関する発表を行なったが、国会は強制収用原則を放棄しないと宣言、政府退陣を要求。政府は 72 日目で国会を解散

4.2.2. 第 2 国会＝左翼勢力が伸張、社会主義者が 40%

①首相ストリピン「将来の改革プログラム」

土地改革（共同体的所有から私的所有への移行、自営農創出、耕地整理）、地方自治改革、地方裁判所改革（民選の共同裁判所への司法権の委譲）、労働組合法、経済ストの処罰、労働時間の短縮、学制改革、財政改革、所得税の導入

②国会内反対派によるプログラムへの反発

予算法案と新兵募集法案への批判、右派議員提案の革命テロ非難決議の否決、政府による農業法実現も困難に直面

③102 日目で国会解散（1907 年 6 月 3 日の軍内武装蜂起？との関連）

国会の解散と同時に新「選挙規程」（国会の承認なしなので「10 月宣言」違反）

4.2.3. 第 3 国会＝保守派の 10 月党（オクチャプリスト）が優位、極右と極左は少数派

①穏健化した国会に対し、より保守的な立場から国家評議会が対立。立法が保守化→ストリピン改革の後退

②1911 年 9 月、ストリピン、王党派により暗殺

4.2.4. 第 4 国会＝戦争の開始と帝政国会の終焉（帝政の崩壊）

1912 年秋　　第 4 国会選挙

1914 年 7 月 19 日　第一次世界大戦の開始

→国会（下院）多数派と政府とが団結

7 月 26 日　国会臨時会議で議長ロジャンコ、「ツァーリと忠良なる臣民の一体化」＝「拳国一致」

戦時下の困窮とロシア軍の敗戦→団結の崩壊

1915 年夏　　政府批判の激化と「国民信頼内閣」創設要求の高まり→内閣改造

1915 年 8 月　ツァーリ、最高総司令官に就任、大本営をペラルーシのモギリョフに移す

国会内「進歩ブロック」の形成＝国会議員の 3/4 が加入

綱領＝国民信頼内閣創設、改革と恩赦（政治犯釈放）の実施

1916 年 1 月以降　大臣会議議長（首相）交替相次ぐ

1916 年 12 月　政府、反対派に対する抑圧を開始

- 国会の停止、地方自治体（ゼムストヴォ）・都市同盟の活動停止、軍事・産業委員会労働者グループの逮捕（サボタージュの容疑）
- 反政府的経営管理者層（「ブルジョア反対派」）、「進歩ブロック」の活動活発化
- 1917年2月25日 第4国会停止（上下両院「休会」令、国会の受け取りは27日）
- 2月27日 国会議員、国会臨時委員会創設
- 3月1日 臨時政府の創設へ

1906年4月23日に制定された国家基本法に基づくロシアの政治体制は、皇帝の実質的権限が強大で、大臣は皇帝にのみ責任を負う体制であった。そのことは、皇帝が任命した政府が政策に失敗したり、皇帝が直接に指揮する戦争が敗北した場合には、結局、皇帝が最終的な責任をとらざるを得なくなり、皇帝の権威の失墜を招いた。

5. 憲法制定会議

2月革命により成立した臨時政府は、国民信頼内閣（議院内閣制）を主張する国会内の改革派によって担われた。したがって、臨時政府の目的は、議院内閣制を基礎とする共和制の憲法を制定するための憲法制定会議の選挙と招集にあった。

5.1. 憲法制定会議召集の経緯

- 1917年3月4日 憲法制定会議を冬宮に置くことに決定
- 3月11日 大臣就任宣誓で「可能なかぎり速やかな」召集にむけ措置をとる旨、指摘。しかし実際には臨時政府は急がず。
- 5月末～6月始め 特別会議、選挙制度を政党名簿式比例代表制に決定。年齢制限問題（とくに軍人の）で議論。立憲民主党（カデット）は21歳以上、ペトログラート・ソヴィエトは20歳以上、ボリシェヴィキは18歳以上を提案。最終的に20歳以上、軍人については制限なしと決定。選挙権剥奪対象についても論争があり、徴兵忌避者には付与しないこととなった。
- 6月9日 議員定数を決定（秋に修正）
- 6月14日 投票日を9月17日と決定。カデット、引き延ばし工作。ソヴィエト中央執行委（社会主義者=革命家党、ロシア社会民主労働党）はそれを支持。のち、投票日を11月12日に延期
- 10月2日 選挙規程全体を最終的に採択

5.2. 憲法制定会議選挙規程

5.2.1. 特徴＝進歩的選挙法

①選挙権の拡大（制限や差別の撤廃）

- ア）女性参政権の承認（当時、英、仏、独、米国では女性参政権に制限があった）
- イ）20歳以上（当時、英、米、イタリア、仏では21歳以上、ベルギー、独、スペイン、オランダでは25歳以上）
- ウ）軍人参政権（世界最初）
- エ）財産、定住資格の有無、識字による制限なし、
- オ）民族や信仰による差別の撤廃、
- カ）非ロシア系住民に対する配慮（例：投票用紙の非ロシア語表記の承認）

②比例代表制の採用

③唯一の欠点＝議員のリコール制を欠いていること

しかし短期（憲法制定まで）の1期限りの議会であるので必要性に乏しい。ただし開会前にリコールすることは可能で、実際に行われた記録がある。

5.2.2. 議員定数と選挙区数

①議員定数＝855（700＝一般選挙区、30＝占領地域、125＝陸海軍）

②選挙区数＝71（原則は県単位、1選挙区の議席数は原則として人口20万人に代議員1名）

51＝県選挙区、10＝州選挙区、2＝県特別選挙区（ペトログラート、モスクワ）、8＝複合選挙区（複数の県、州で選挙区をつくる）

5.2.3. 投票方法

- ①各政党は、当該選挙区の定数と同数の候補者名を記載した候補者名簿を準備
- ②政党別候補者名簿は、投票前、郵送または投票所にて選挙人に交付
- ③選挙人は、投票しようと思う政党別候補者名簿を選び、封筒に入れて封をし、投票函に投函
- ④名簿の候補者の順番の変更、名前の抹消は認めない（拘束名簿式）
- ⑤得票数に応じて各党に議席を配分する方法は、ドント式

5.2.4. 帝政国会選挙法との差異と類似性

- ①差異：民主性、陸海軍人選挙権を承認
- ②類似性：特殊性という理由で、辺境地域の選挙区と行政区画が不一致

5.3. 選挙結果

社会主義者=革命家党 299 ロシア社会民主労働党（ポリシェヴィキ派）168 ウクライナ社会主義者=革命家党 81 社会主義者=革命家党左派 39 社会主義者=革命家党民族派 19 ロシア社会民主労働党 18 立憲民主党 15 人民社会党 4 保守党 2 ウクライナ社会民主党 2 その他 56

5.4. 憲法制定会議の閉鎖

1917 年 12 月 ポリシェヴィキ派議員が、憲法制定会議とソヴィエトとの関係について党中央委の立場と一致しなかったため、ポリシェヴィキの院内会派ビューローを改選→ポリシェヴィキの路線転換（憲法制定会議よりソヴィエトを優先）

1918 年 1 月 18 日 憲法制定会議開会。エスエルとポリシェヴィキ、激しく対立。エスエルのチェルノフがポリシェヴィキの推すエスエル左派のスピリドノヴァを破って議長に選出。ポリシェヴィキとエスエル左派の退場後、土地法と平和宣言を採択し、午後 5 時の再開を約して 19 日午前 4 時に休会。しかし、憲法制定会議は再開されず。

臨時政府の崩壊と憲法制定会議の閉鎖＝ロシア立憲主義の挫折

6. ソ連時代の憲法

ソ連時代、4 つの憲法が制定されている。それぞれ制定された年にちなみ、1918 年憲法、1924 年憲法、1936 年憲法、1977 年憲法と呼ばれることがある。

正式国名が、ソ連、すなわちソヴィエト社会主義共和国連邦となったのは、1924 年のことなので、正確に言えば、1918 年憲法は、ソ連憲法ではなく、当時の国名にしたがって、ロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国憲法ということになる。また、1924 年憲法を除く各憲法は、それぞれ当時の最高指導者の名前を取って、1918 年憲法は「レーニン憲法」、1936 年憲法は「スターリン憲法」、1977 年憲法は「ブレジネフ憲法」と呼ばれることもある。

1918 年憲法から 1977 年憲法までの 4 つの憲法は、少しずつ内容や基本理念を変化させつつも、社会主義憲法という理念を維持し続けたという共通した特徴がある。この共通した社会主義憲法の特徴を理解し、1905～6 年のロシア帝国国家基本法における立憲主義の萌芽と限界性が、どのように変化・発展したのか（あるいは、しなかったのか）を考えること、またソ連憲法では、そもそも立憲主義がどのように扱われたのか、そのことがソ連国民また現在のロシア国民の法や政治に対する考え方にどのように影響したのかを考えること、これがこの章の課題である。

6.1. 1918 年憲法の基本的特徴

6.1.1. 三権分立の否定

1918 年憲法（その後のソ連憲法も基本的には同様）は、その第 1 条に、「すべての権力はソヴィエトに属する」と規定されていることから、三権分立を否定しており、この点で、一般的な近代的憲法の概念から大きく逸脱している。

6.1.2. 「法の下での平等」の否定、ならびに特定の人々に対する「抑圧」および特定の人々による「独裁」の肯定

1918 年憲法第 1 章の表題は「勤労被搾取人民権利宣言」とされている。この「権利宣言」は、1918 年 1 月 3 日の全ロシア・ソヴィエト中央執行委員会が採択したあと、1 月 5 日に招集された憲法制定会議に提出され否決されたものである。ポリシェヴィキは憲法制定会議を閉鎖、あらためて 1 月 12 日の全ロシア・ソヴィエト大会がこの「権利宣言」を採択した。

この「権利宣言」は、その表題にあるように「勤労者」および「被搾取者」の権利宣言であって、「人間」の、つまり「あらゆる人間」の権利宣言ではない。人間のうちの「勤労者」および「被搾取者」という特定の人々の権利宣言である。

この「権利宣言」を前提とし、その第1章に組み込んだ1918年憲法は、それゆえロシアに居住する人間、あるいはすべてのロシア国民の権利を宣言し、あるいはそれを保障するものではない。この「権利宣言」には、ロシアに居住していても、この「権利宣言」の対象となっていない人々がいることを前提とし、その人々について明記している。

すなわち、第65条に、以下の者には選挙権が与えられないことが明記されているのである。

金もうけの目的で賃労働を利用している者

資本からの利子、企業からの収入、財産からの所得というような不労所得で暮らしている人

私的な商人およびブローカー

修道僧および僧侶

以前の警察、憲兵隊、秘密警察の職員およびそれらの手先、ならびに旧ロシア皇族

定められた手続きで精神病者または精神薄弱者と認められた者、および禁治産者

破廉恥罪によって有罪とされた者、ただし法律または裁判所の判決で定められた期間

また第3条では、最高権力機関である全ロシア・ソヴィエト大会の任務として「搾取者に対する抑圧」が規定されている。

また第9条では、憲法の任務が、「プロレタリアートと貧農の独裁の確立」とされている。

6.1.3. 立憲主義思想の欠如および時代的制約による後進性

1918年憲法は、三権分立を前提としていないという点で、立憲主義思想の伝統とはまったく異なる考え方に立脚した憲法である。すなわち憲法が国民による公権力に対する規制ないし監督のための基礎であるという考え方がまったくなく、公権力とは革命権力であり労働者と農民の権力であり善であるという前提に立っている。

また時代的制約により、人身の自由、労働の権利、社会保障などの観点が欠落している。

6.1.4. 革命的適法性

第50条の口の第2項は「ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国の法律に違反する措置、および法律の範囲外でおこなわれる措置は、国内戦と反革命との闘争という緊急事態のためにやむなくとられるときだけ、認められる」としている。このことによって、革命の名の下で、法治主義を無視するないし破ることが可能となっている。いわば法＝権利よりも革命が優先されるのである。

立憲主義の欠如、また第50条の口の第1項にあるように、国民と公務員を同列に置いて法律の厳格な遵守を求めている考え方に示されているように、公権力に対する国民の側からの規制ないし監督という考え方が欠如しているところに革命の名の下に法が無視される可能性があることをあらかじめ規定しているところに、この憲法が公権力の肥大化に対して無防備な憲法であることがはっきりと示されている。

6.2. 1924年憲法の基本的特徴

6.2.1. 連邦結成宣言および連邦条約としての憲法

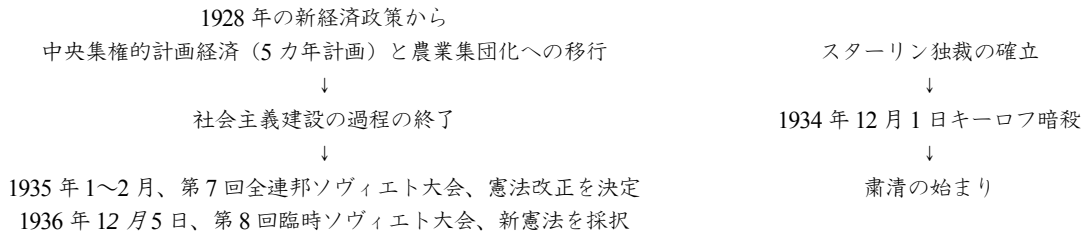
すでに1918年憲法の第2条にあるように、「自由な諸民族の自由な同盟」が目指されていたが、この時期、ロシアに続いて、ウクライナ、ベラルーシ、ザカフカージエにおいてそれぞれ、同様の憲法が制定され、それらの基礎の上に、1922年12月30日に、第1回全連邦ソヴィエト大会が開催され、「ソヴィエト社会主義共和国連邦の結成についての宣言」が採択され、上記4カ国のあいだで「ソヴィエト社会主義共和国連邦の結成についての条約」が締結された。それを基礎に、1924年1月31日、第2回全連邦ソヴィエト大会は「宣言」を第1編、「条約」を第2編とするソ連憲法を制定した。

6.2.2. 連邦における連邦中央と連邦構成共和国との関係および連邦中央の統治機構についての規定のみからなる憲法

各連邦構成共和国の憲法において人権規定が定められており、これらの憲法が存続することを前提として、ソ連憲法には、人権規定が存在していない。したがって、1924年憲法は、実は、憲法といいつつ、実際には連邦条約であると言える。

6.3. 1936 年憲法（スターリン憲法）

6.3.1. 1936 年憲法の歴史的背景



6.3.2. 改正の要点

① 社会・経済的基礎の確認

ソヴィエト社会主義共和国連邦は労働者と農民の社会主義国家である（第 1 条）
すべての権力は勤労者代議員ソヴィエトによって代表される都市と農村の勤労者に属する（第 3 条）
ソ連の経済的基礎は、社会主義的経済制度および生産用具と生産手段の社会主義的所有である（第 4 条）
↓
社会主義の勝利を歴史的事実として憲法上で確認

② 統治機構の改編

連邦制の拡大
1924 年憲法の 4 連邦構成共和国→1936 年憲法の 11 連邦構成共和国
統治機構の改編（図参照）
多元的立法権の否定→立法権は最高ソヴィエトが排他的に独占
裁判官の独立（三権分立ではない）
中央執行委員会の任命→最高ソヴィエトによる選挙

③ 選挙制度の民主化

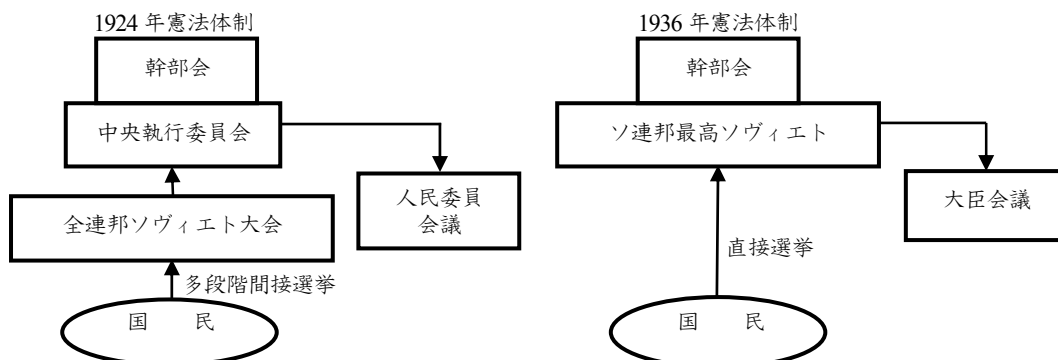
普通・平等・秘密選挙（普通選挙制度の確立）

④ 基本権規定の充実

労働権、社会保障を受ける権利、休息の権利の承認

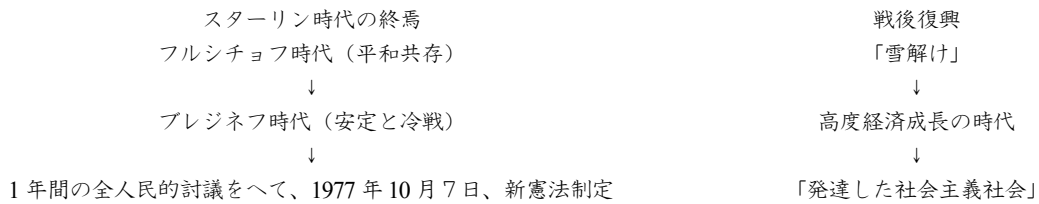
6.3.3. 民主的憲法と非民主的政治システムの共存

民主的憲法のもとで、粛清、国民の権利・自由の制限の常態化が実現
民主的選挙制度も、セレモニー化
最高ソヴィエトも、ラバースタンブ化
↓
立憲主義の未確立・不在により民主的憲法は「絵に描いた餅」となる



6.4. 1977 年憲法（ブレジネフ憲法）

6.4.1. 1977 年憲法の歴史的背景



6.4.2. 改正の要点

① 前文

1936 年にはなかった前文が登場

② 条文の増加

行政区画、省庁の編成リストを削除しているが、全体として条文が増加

③ 体制改革の潜在的可能性（？）＝立憲主義への過渡期の憲法（？）

憲法第 6 条問題

最終草案の段階で挿入された第 3 項の規定の意味

憲法の枠外にあったソ連邦共産党が、憲法の規定する「政治システム」という枠の中に入り、党もまた憲法と法律を守らなければならない機関と規定されることになった→立憲主義的発想の芽生え？

ソ連邦共産党について規定の変化

1936 年憲法	1977 年憲法
第 10 章 国民の基本権と義務	第 1 章 政治システム
第 126 条 労働者階級、勤労農民および勤労インテリゲンチヤの隊列の中の最も積極的で自覚的な国民は、共産主義建設の闘いにおける勤労者の前衛部隊であり、勤労者のすべての社会的および国家的組織の指導的中核であるソ連邦共産党に、自発的に団結する。	第 6 条 ①ソ連邦共産党は、ソヴィエト社会の指導的・先導的勢力であり、その政治システムおよび国家組織と社会団体の中核である。 ②マルクス・レーニン主義の理論で武装した共産党は、社会の発展の総合的な展望およびソ連の内外政策の路線を定め、ソヴィエト国民の偉大な創造的活動を指導し、共産主義の勝利のためのかれらの闘争に計画的で科学的に根拠のある性格を与える。 ③すべての党組織は、ソ連憲法の枠内で活動する。

6.5. ペレストロイカの法的意味

1985 年 3 月にソ連共産党書記長に就任し、ソ連の最高指導者となったゴルバチョフは、体制転換ではなく体制内改革（＝ペレストロイカ *перестройка*）を目指したが失敗し、その結果、ソ連は崩壊した。
 ソ連崩壊は文字どおりソ連という国家の崩壊であってそれ自体は体制転換ではない。
 体制転換が旧体制から新体制への移行という意味ならば、体制転換は、法的には 1991 年 12 月ソ連国家の崩壊によって開始され、1993 年 12 月のロシア連邦憲法の制定によって終了したと考えることもできる。

6.5.1. 1977 年憲法第 6 条第 3 項の意味

ソ連共産党が、憲法の外にある全知全能の「神」から、憲法の枠内にある法的規制の対象（「法人」）となったことは、ソ連に、立憲主義あるいは法治主義が芽生えてきたことを意味する。

6.5.2. 議会の重視

立憲主義あるいは法治主義を制度的に担保する機関＝議会（立法機関）

ソ連における議会＝ソヴィエト＝労働者の革命的代議機関→ソヴィエトの形骸化
 労働者の名による共産党の統治体制
 共産党という公権力に対する国民の側からの規制のチャンネルの不在

↓
1977 年憲法第 6 条第 3 項

↓
立法機関としてのソヴィエトの復権

6.5.3. 議会の復権のバネとしての競争選挙

「選挙民主主義」という発想

競争選挙による人民代議員の選出

人民代議員の互選による最高ソヴィエトの選出

なぜ二重構造か

タテマエとしての「パリ・コンミュン以来の革命的伝統を持つ労働者の代議機関であるソヴィエト」

→人民代議員大会

ホンネとしての「常時活動する議会」→最高ソヴィエト

7. ロシア連邦憲法

1993 年 12 月 12 日、国民投票により制定。12 月 25 日に公布、施行。

国民投票は、全有権者 106,170,835 人のうち、57,726,872 人が投票に参加し（投票率 54.37%）、32,937,630 人が賛成投票した（賛成率 57.06%、絶対賛成率 31.02%）。

ロシア連邦憲法は、三権分立と個人の権利を定めたロシア史上初の近代的憲法である。

その意味で、1802 年に始まるロシアの立憲主義の歴史において、初めて立憲主義の基礎を確立した憲法である。

7.1. 大統領

7.1.1. 大統領についての基本規定と執行権力との関係

第 80 条

第 1 項 ロシア連邦大統領は、国家元首 *глава государства* である。

第 2 項 ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法、人および国民の権利および自由の保証人 *гарант* である。ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法の定める手続きにより、ロシア連邦の主権、その独立および国家的一体性の保持に関する措置を講じ、国家権力諸機関の調和的な活動および協力を保証する。

第 81 条

第 1 項 ロシア連邦の大統領は、6 年の任期で選挙される。

第 3 項 同一の人物が、二期を超えて連続してロシア連邦大統領の職に就くことはできない。

第 83 条

ロシア連邦大統領は、

а) 国家会議の同意を得て、ロシア連邦政府議長を任命する。

б) ロシア連邦政府の会議の議長を務める権利を有する。

в) ロシア連邦政府の総辞職についての決定を採択する。

д) ロシア連邦政府議長の提案に基づいて、ロシア連邦政府副議長および連邦大臣を任命し、解任する。

①人権と自由の「保証人」としての大統領

第 80 条第 2 項は、人権や自由は大統領によって保証されるものであると規定しており、立憲主義の視点から見ると、かなり問題がある。なぜならば、人権や自由は、大統領によって保証されるものではなく、生まれながらにして人が持っているものであり、そのことは大統領によってではなく憲法によって保証されるものであり、大統領は公権力として憲法遵守義務を負うものだからである。

②超然たる国家元首としての大統領

第 80 条第 2 項は、大統領が、政府および議会などの国家権力諸機関の調和的な活動と協力を保証すると定めており、大統領が、あたかも執行権と立法権の上に超然と立つ存在として考えられているが、これは三権分立という近代憲法原理からはやや逸脱している。他方で、第 83 条では、大統領が、政府議長・副首相・大臣の任命、政府の会議の主宰、政府総辞職の決定の採択を行うなど、明らかに政府すなわち執行権力の長であることが示されており、政府が大統領から離れた独立

した存在ではないことは明らかである。したがって、第 80 条 2 項に規定されている三権から超然とした大統領という構造と、第 83 条における執行権の長としての大統領という構造に、矛盾が存在しているように見える。

7.1.2. 大統領の法律に対する署名・公布・拒否権

第 84 条

- ロシア連邦大統領は、
- г) 国家会議に法案を提出する。
- д) 連邦の法律に署名し公布する。

第 90 条

- 第 1 項 大統領は、大統領令および大統領命令を発令する。

第 107 条

- 第 1 項 採択された連邦の法律は、署名および公布のために、5 日以内にロシア連邦大統領に送付される。
- 第 3 項 ロシア連邦大統領が、連邦の法律を受け取った日から 14 日以内にそれを拒否したときは、国家会議および連邦会議は、ロシア連邦憲法の定める手続きに従って、当該法律をあらためて審議する。再審議に際して、連邦の法律が以前採択されたままの内容で、連邦会議メンバーおよび国家会議議員の総数の 3 分の 2 以上の多数の賛成を得たときには、大統領は 7 日以内にそれに署名し、公布しなければならない。

①立法権による大統領に対する規制

大統領は、国家権力機関として、連邦憲法および連邦法に従って、行動し、憲法と法律の定める枠内において大統領令および大統領命令を発令することができる。

②大統領の拒否権

大統領は、法案を提出することができるだけでなく、連邦法の署名を拒否することによって、間接的に立法権力に関与することもできる。大統領の拒否権は、連邦会議および国家会議における 3 分の 2 の多数決によって覆すことができる。

近代的三権分立原則では、立法権は議会によって排他的に独占されている。執行権は、立法権がつくりだした憲法および法律によって縛られている。この点に着目すれば、三権分立は、立法権優位とも見える。しかし、ロシア連邦憲法では、大統領に、拒否権、法案提出権、大統領令および大統領命令の発令権を認めることで、大統領が立法権に完全に従属しないシステムを作りだしている。

7.1.3. 大統領による議会解散権

第 84 条

- ロシア連邦大統領は、
- 6) ロシア連邦憲法の定める場合において、その定める手続きに従って、国家会議を解散する。

第 109 条

- 第 1 項 ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法第 111 条および第 117 条によって定められている場合において、国家会議を解散することができる。
- 第 3 項 国家会議の選挙の日から 1 年以内は、ロシア連邦憲法第 117 条の定めることに基づいて国家会議を解散することはできない。

第 111 条

- 第 4 項 提案されたロシア連邦政府議長の候補者を国家会議が 3 回拒否した場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府議長を任命し、国家会議を解散して新しい選挙を公示する。

第 117 条

- 第 3 項 国家会議は、ロシア連邦政府に対する不信任を表明することができる。ロシア連邦政府に対する不信任についての決定は、国家会議議員総数の過半数によって決定することができる。国家会議によるロシア連邦政府不信任が表明された場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府の総辞職を宣言することもできるし、あるいは国家会議の決定に同意しないこともできる。国家会議が 3 カ月以内に再びロシア連邦政府に対する不信任を表明したときは、ロシア連邦大統領は、政府の総辞職を宣言するか、または国家会議を解散する。
- 第 4 項 ロシア連邦政府議長は、国家会議に対してロシア連邦政府新任の問題を提起することができる。国家会議が新任を拒否した場合には、大統領は、7 日以内にロシア連邦政府の総辞職についての決定を採択するか、または国家会議の解散についての決定を採択する。

①大統領による国家会議の解散

ロシア連邦憲法は、ソ連憲法が人民代議員大会および最高ソヴィエトの解散について定めていなかったのとは対照的に、国家会議の解散について定めている。国家会議の解散は、任意にできるわけではないが、規定を見る限り、大統領の側に主導権があるように見える。

②国家会議の解散についての条件

国家会議の解散の要件は主として2つあり、それぞれ第111条および第117条に規定されているので、それぞれ111条解散および117条解散と呼ぶことにする。

1)111条解散

政府議長任命に関連してなされる解散。大統領の任命した政府議長を連続3回拒否した場合、大統領は政府議長を任命し国家会議を解散する。

大統領が、国家会議の承認を得ることが困難と予想される政府議長を任命し続ければ、解散に至ることになる。政府議長の任命は大統領の専管事項であるから、この解散は大統領の側に主導権がある。

2)117条解散

政府不信任に関連してなされる解散。憲法の規定によれば、国家会議が3カ月の間に2回、政府不信任を採択すると、大統領は、政府総辞職か国家会議解散かどちらかを選択しなければならない。

政府不信任は、国家会議の側が行うことであるから、この解散は、国家会議の行為から始まるが、解散するか否かの決断は最終的には大統領が握っていることから、やはり大統領の側にある程度は主導権が握られているとも言える。

実際の事例では、1回目の不信任の採択のあと、大統領は、政府の改造を行って2度目の採択を回避しているので、やはり政府不信任の採択は、国家会議側が対して政府の改造や政策の変更を迫る有効な手段であることがわかる。

また第109条第3項の規定により、国家会議選挙後1年間は、国家会議が政府不信任を3カ月以内に2度採択すると、政府総辞職が必須となる。したがって、国家会議選挙後1年間は、政府はとくに国家会議との協調を考慮する必要がある。

解散は、必ずしも国家会議議員にとって都合が悪いわけではない。解散時期と国家会議の任期との関係もある。ある会派が、その議席増に有利な状況で国家会議を解散したいと考えることもあり得る。とくに野党にとって、政府の失政のタイミングを見計らって解散に持ち込み、国家会議選挙を実施すれば野党の議席増につながるであろう。しかし、そうした状況の場合、大統領は、国家会議の解散ではなく政府総辞職を選択せざるを得ない。つまり、政府不信任は、大統領あるいは政府と国家会議とのあいだの最も重要な政治的駆け引きの道具である。

7.2. 連邦議会

7.2.1. 連邦議会に関する基本規定

第94条	ロシア連邦の連邦議会 Федеральное Собрание はロシア連邦の代議制・立法機関である。
第95条	
第1項	連邦議会は連邦会議 Совет Федерации と国家会議 Государственная Дума の2院 палат からなる。
第2項	連邦会議のメンバー член はロシア連邦の各連邦構成主体議会2名の代表によって構成される。
第3項	国家会議は450名の議員 депутат によって構成される。
第96条	
第1項	国家会議は5年の任期で選挙される。
第2項	連邦会議の編成手続きおよび国家会議議員の選出の手続きは、連邦法によって定める。

①下院の名称

下院の名称の「国家会議 Государственная Дума」は、ソ連時代のソヴィエト Совет の名称を継承せず、帝政議会の下院の名称をそのまま継承した。

②上院の名称

帝政期の上院の名称、国家評議会 Государственный Совет は、上院の名称としては継承されなかった。

国家評議会の名称は、2000年9月1日の大統領令によって大統領を補佐する連邦構成主体首長の会議の名称として復活した。